

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応

県外訪問時の対応（改定：令和4年1月7日付）

大学等のオープンキャンパスや職場見学及び私事で県外を訪問する際の従前対応を、この度の「まん延防止等重点措置」発出の3県を中心に11回目の改定をします。

昨年10月以降感染状況が全国的にも落ち着き、県外訪問に関係した本校の対応も健康観察のみで緩和しておりました。しかし、感染力が強く、早いといわれる変異株「オミクロン」の国内感染が確認されてから、第6波の入り口に差し掛かっていると思われるほどの新規感染者が全国的に増加してきております。このことを受け、1月9日から「まん延防止等重点措置」が下記3県に適用されることになりました。青森県内でも「オミクロン」感染が確認されており、新たな感染拡大の波に改めて留意する必要があります。

また下記3県以外にも、関東・近畿の大都市圏を中心に新規感染者が増加してきております。同地域も含め生徒、保護者の皆様におかれましては、これまで同様、可能な限り県をまたいでの移動等は控えてくださるようお願いいたします。また、週末及び平日放課後も含め可能な限りの不要な外出の自粛と感染防止対応をお願いいたします。

【実施対応】

- 1 本校指定の「届出」を作成し提出する。
- 2 帰宅後10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成提出する。
- 3 下記対象3県への訪問後は、帰宅後7日間（土日、祝祭日を含め）の出校停止とする。
- 4 下記以外への県外訪問をする場合も、帰宅後10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成提出とし、直ちに出校停止扱いとはしない。

【対象都道府県】

①まん延防止等重点措置対象県（3県）

広島、山口、沖縄

※指定の「届出」及び「検温・体調確認表」は担任へ申出て受け取ってください。

又は[こちらをクリック](#)して、ホームページからダウンロードしてください。